



平成27年12月9日に熊谷スポーツ文化公園会議室に於いて第1回専門委員研修会が開催されました。藤井副会長の開会の辞で始まり、会長挨拶。そして、言葉は予想もつかないくらいに人を傷つけてしまうことがあるので気を付けて進んでいきたいという言葉から始まった倫理委員会の設立と規約についての会長の講義。理事長のこれからの具体的な協会運営などが示され、引き続き各専門委員長より専門委員会の活動内容これからの目指す方向などが発表されました。今まで分からなかった事が分かりとても有意義だったと言う感想もあり、続けていきたいと言う事で締めくくられました。

専門委員研修会

倫理委員会設置

倫理委員会の委員は理事会で承認し、平成27年11月6日理事会にて会長より委嘱された。

倫理委員長 黒澤健一

倫理委員 小嶋隆、野川保、河本守、竹原定男、鈴木和子、藤田幸作

倫理委員相談・苦情受付窓口 藤田幸作

〒347-0105

加須市騎西33-7 FAX・TEL 0480-73-5074

相談・苦情の匿名は認めない。

役員・委員倫理規定(抜粋)

(目的) 第1条

この規程は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の役員、評議員、専門委員、事務局員の倫理に関し、基本となるべき事項を定めることにより本会の目的、事業執行の公正に対する会員の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員・委員基本的責務) 第4条

- 1 役員、委員は、暴力、セクシャル・ハラスメント及び、ドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役員、委員は個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役員、委員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 役員、委員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役員、委員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(相談・苦情の窓口と対応) 第5条

- 1 役員、委員倫理規定に抵触したと思われる事項について、相談、苦情を受け付ける窓口を

倫理委員会内(委員長)に設ける。相談、苦情については匿名を認めない。

- 2 相談、苦情の窓口となる選任者については、会長がそれを委嘱する。
- 3 相談、苦情の内容は、緊急な場合を除き文書かメール等で受け付け、記録として保存する。保存した記録は、原則、非公開とする。
- 4 受け付けた相談、苦情は、所定の書式で速やかに倫理委員会に提出する。

(役員、委員がこの規程に違反した場合の対処等) 第7条

役員、委員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は理事長(理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員、委員にこの規程違反があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な処置をとるものとする。

本会ならびに加盟団体における倫理に関するガイドライン(抜粋)

I. 人道的行為に起因する事項

1. 身体的及び精神的セクシャル・ハラスメントについて

当協会の役員、委員等、現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報、情報、資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会、研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

 - (1)安易に性的言動、表現を行うことは厳に慎むこと。
 - (2)親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
 - (3)本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになることを認識すること。
 - (4)性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せず相手に対して「不快である」旨をはっきりと意思表示をすること。